

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Problems Underlying Liberalization of Trade

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1970-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小原, 三佑嘉, Ohara, Miyuka メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2190

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



貿易自由化の根底にあるもの

小原三佑嘉

最近の国際貿易は大きな試練にたたされている。一つは、主要先進諸国の通貨不安や国際収支の悪化のあおりをうけて、ますます顕著になってきた保護主義の台頭により貿易自由化の前途があやぶまれ、GATT体制が危機に類しているという点である。もう一つは、開発途上諸国の強い要求によって実施される特惠関税の供与の結果、先進国はもちろんのこと、低開発国自身も国内の産業調整の必要がますます高まってくるだろうという点である。

Kennedy Round 交渉以後政府ベースの貿易自由化の促進は中断された恰好になっているので、このまま放置すれば、保護貿易主義に逆戻りする危険が大いにあり、事実日本、EEC、米国の三つどもえの対立が表面化してきた。GATT が1970年7月30日に発表した1969年度の年次報告によると、GATT は、Kennedy Round の後をうけて、国際貿易の障害に対する非関税障壁の軽減ないし撤廃をめざして準備を進めるため、とくに最近の保護貿易主義の台頭に強い批判を加えながら、一層の自由貿易推進の必要性を強調している。

世界貿易は全般的には高い水準を保っており、とくに先進諸国は拡大と繁栄を謳歌しているといってよい。にもかかわらず、世界に悪影響を及ぼす経済ナショナリズムに逆戻りする理由は今のところどこにもない。

保護貿易主義は、終局的には、その政策を採用する国みずからの喉をしめることになり、保護政策の恩恵をうけたつもりの国内生産業者にとっても同様の結果をもたらすことになるという観点から、本稿では、保護主義が国内経済および国際貿易に及ぼす逆効果を述べた後、主要先進国諸国が実施している対日差別制限措置の実体を明らかにして、1970年代における世界の貿易自由化のあるべき姿の基本原則を模索してみよう。

I 保護貿易主義のもたらす逆効果

1

高度の経済発展を遂げた国の多くにみられる脱工業化の動きに対して、先進諸国の政府は、従来の伝統的な通商政策では容易に解決できそうにない新しいかたちの複雑な諸問題に直面するようになった。政治・経済体制がどうであろうと、どこの国の政府も自国民の生活水準を高めることをその政策の主たる目標にしている。すなわち、各国政府の目標は財貨とサービスに対する国民の欲求を充たすため十分な購買力を国民各層に対して保証し、かつそれを実現することである。どこの国においても、名目収入が増加しても、真の購買力がこれにともなって常に増加するとは限らない。生産と流通により一般に十分な財貨とサービスが市場に供給されうるようになったが、生産の諸要素とサービスのコストが断えず上昇すれば、そのコストは生産性の向上によっても最早完全に吸収することができず、消費者もコストの高騰に次第に悩まされることになる。このことは世界全般についていえることであるが、先進国ではこれが重大な社会問題にもなってきた。このような事態から生じるインフレの圧力は購買力のある需要を次第に減少させ、そして消費者は、自分の名目収入が増えても、自己の欲求を自分で考えるほど最早や満たしえないところにまできているのに気がつく。このような不満感や挫折感が社会的にも重大な緊張をもたらすことになる。このような社会不安の影響を回避するためには、各国政府は、すべての国民各層の名目所得の減少を抑え、物価引下げの手段をとるようにしなければならないだろう。

2

政府が自国の国内生産業者に対して、とくに業界に与えている保護政策は物価を引上げる大きな原因になっていることは明らかである。これと反対に、保護政策を緩和することは、ほかの条件がすべて同じであれば、物価引下げに通ずることになる。各国政府が協力して、名目所得の総額を減らすことな

く、大部分の産業部門の保護措置を緩和ないし撤廃をすれば、諸物価は下落し、購買力のある需要は増大し、経済成長は促進され、そして社会的緊張はやわらいでくるだろう。

3

第2次大戦以来、欧州大陸の各国政府がそれぞれ一致して共同歩調をとってきた貿易自由化政策は、世界の生産資源の配分の適正化をもたらした。その結果、経済が開放され、したがって物価も自由化に反する政策をとらないかぎり上昇することはなかった。すなわち、欧州の多くの国は、インフレ克服のため、関税を免除する自由化措置をなんのためらいもなく自発的に採用してきた。このように、欧州の統合は、域内貿易の障害の除去が経済成長率をいかに高めうるかを明らかにした好例といえよう。世界的な規模で同様の貿易自由化政策を採用すれば、欧州の場合と同様の結果をもたらすことになり、工業国がよく直面している経済的・社会的な諸問題の解決にも貢献することになると考えるのは間違っていないだろう。

4

国内産業を保護すると物価にどのような影響を与えることになるか。関税による保護の場合は、国内生産業者は、海外の競争業者の CIF コストに関税およびこれと類似の課税を加えた価格以下に少しでも保とうとする。例外は別として、たとえば国内市場で激烈的競争がある場合、国内産業保護の負担を任いそして国内生産業者に補助金を負担することになるのは消費者である。政府が政策として数量的制限の方法を採用すれば、外国製品に対する需給関係に不均衡が生じ、その結果、国産品と輸入品の両者にも影響して物価の上昇につながることになる。経済的にこれをみれば、組織的に国内産業を保護することは、平価の切下げが行なわれた場合と同じように輸入に大きな影響を与えることになる。これは、消費者の実質購買力を下げるばかりか、

平価の切下げたと違って輸出に有利な条件を与えたことにはならない。

5

保護主義が物価に悪影響を与えることは明らかなので、その逆効果を抑えることによって保護主義から生じる真の利益または期待利益をあげるため、今までの伝統的な通商政策の変更が果して可能かどうかが今後の問題となる。この問題の一つの解決策は量的輸入制限を組織的に行なうことにあると一部で考えている向きもあるが、それが正しい意見でないことはすぐに分かる。嚴重に物価統制を実施しても、輸入の割当てが行なわれれば、予想外の異常な物価高に見舞われるのは最終消費者なのである。

6

それでは、生産に補助金を与えればよい結果が生れるだろうか。どんなかたちの保護措置でも、現実には補助金交付というかたちで行なわれ、それにより国内生産業者は利益をうけることになる。関税または輸入割当によって行なわれる保護政策の場合には、流通業者の手を通して生産業者にこのような補助金を払うのは結局消費者なのである。補助金が直接国庫から支払われるものと仮定しよう。消費者が国際価格よりも安く買えば、問題は解決されよう。しかしそう考えることは正しいかどうか。というのは、消費者は、一定の商品を安く買っても、結局納税者という立場から補助金の負担を引きうけなければならないからである。農家が生産補助金や契励金をうける場合が丁度これにあたる。保護政策の内容いかんによっては、ある当事者に有利になっても、他の当事者には不利に働くことになるが、しかし経済全体の立場からすれば、結局保護主義は、かつての保護貿易の制度と同様に、国民の真の購買力を断えず低下させることになる。過去の経験からみて、いかに好妙な政策を打ち出しても、以上の困難を避けてとおることができないようである。だから、保護主義は、国民経済の大きな負担になり、全体的に消費者の真の

購買力の低下につながるというよい。

7

保護政策が物価に与える悪影響を除去することができないとなると、われわれ国民はどうしたらよいかということになる。結局、産業みずからの改革が生産性の向上につながり、保護政策による欠点を少しでも是正することを可能ならしめることになるものと期待してよい。生産性が向上すれば、生産業者は消費者に負担を転化しないで経費の増加を吸収することができるだろう。しかし、現実是不幸にもこれとは逆の方向に進んでいるように思われる。賃金は、生産性の向上とは無関係に上昇の傾向を示している。とくにサービス部門にはこの傾向がひどい。利子率の著しい上昇は今後もおそらく続くことが予想される。これは、国際的な資金需要と貯蓄性向上のギャップがますます拡大していくことを示している。地価と天然資源の価格の上昇もとどまるところを知らない。このような状態のもとにある生産業者は、生産過程における価格上昇を吸収することができないとなると、折角通商政策で優遇されている価格上昇のマージンを放棄せざるをえなくなる。

8

以上の事態がさらに新しい要因によってますます複雑になってきた。産業が高度化すると、環境に有害な影響、いわゆる公害や環境破壊の問題がでてきたので、国民は世論という武器をもって立ちあがった。したがって、各企業は次第にきびしい規制をうけるようになり、そのために多額の資金を支出せざるをえなくなった。その結果その企業の製品やサービスの原価が上昇することになる。保護政策により守られてきた世界の資源が乱獲からくる荒廃を防ぐ必要が将来ますます高まってこよう。さらに、高度に工業化された国では労働力維持のため保護政策が必要とされ、それが有効な方法であるなどと主張する本当の意味の保護主義者は最早やいないだろう。産業の発達が

初期の段階にあり、そして経済構造が多様化していないために適応性をもたない間は、国境を開放すると、名目的収入の安定維持というかたちをとる以上に生産諸要素の損失をもたらしうることになる。しかし、経済が多様化しそれだけダイナミックになれば、産業の転換は容易になり、事実それが需要の変化に応じて必要とされるものである。保護政策は、雇用にとって有利どころか、経済構造の硬直化を助長し、経済成長になんらのプラスにならず、現実にその成長率を鈍化させることになるだけである。

9

生産諸要素が移動しないで、製品だけが国際的に移動する場合の国内産業保護政策にはそれだけの効果があったが、しかし生産諸要素自体が成長して国境を超えて移動するようになれば、保護政策の効果はなくなる。貿易障害の厚い壁にぶつかった外国企業が自国に進出してくれば、その障壁の中で保護されることになり、その国の市場で国内企業と同じ立場で競争することになる。もちろん、各国政府は外国の資本が進出してくるのを防止することはできようが、政府としては双刃の剣を振ることになることをよく知っているため、実際問題として外国資本の進入を積極的に抑えようとはしないのが実情である。

10

生産の中心地を他に移して保護の効果を失わせしめれば、その移動は同時に保護制度の欠点を取り除くことができるかもしれない。しかし実際はそうはいかないだろう。市場が開放されると、比較最適利益のあると思われるところで生産が開始されるだろう。ところが、保護政策がそのままつづけられると、企業の意味決定に影響を与えることになり、海外で生産を行ないそして製品を輸出した方が実際により経済的であっても、企業は生産の中心地をししばば変えることになろう。その上、新規の参加企業は、すぐ保護政策に順

応して、その政策から海外における競争会社でいるよりも利益をうけることが大きい。このような新規の企業は国内業者と激しい競争をすることに興味をもたないようであるから、適当な市場占有率を切り開くことで満足し、消費者も新規の競争会社があらわれたからといって裨益するところはないだろう。

11

どの国の政府も、社会的な理由から、消費者の購買力の低下を抑えようという非常に難しい要求と、生産・流通コストの上昇を抑えることのできない点との間の板ばさみに合っているといてもよい。したがって、各国政府は雇用水準を維持するための実質的な利益をもたらさないで、人為的に物価をある一定水準に保とうとする弊害の多い経済政策と真剣にかつ論理的に取り組むべきである。国内産業の保護政策が組織的に行なわれるかぎり、それは国内価格と国際価格との間に不均衡をもたらし、そしてその不均衡を再吸収することができない。この問題を解決する方法は、国際貿易における商品の流れに対して政府の介入という手段に訴えるよりも、適切な通貨政策の実施というかたちで行なわれるべきである。市場を開放することを原則とすべきであって、競争を歪める異常な要因が発生したり、また異常事態と取組むような場合は別として、政府の介入は行なうべきではない。不公正競争からくる悪影響は当然に予防すべきであり、各国の間にみられる政策の不一致から生じる歪曲も是正しなくてはならず、また国家の防衛に不可欠な産業には援助も必要だという意見もある。同様に、国際収支の不均衡に悩んでいる国の経済を正常化にもっていくためには、防衛的な措置がとられることも否定できない。最後に、もし産業活動のある部門が競争力のある新規の事態の発生のために急激な変化に直面した場合、国からの財政援助のあるなしに関係なく、各企業はみずから体質改善することができるように一時的な保護措置を必要とすることもありうるだろう。通商政策の役割は、意織的かつ相関性の強い

ものになったりして将来は変るのではないだろうか。すなわち、新時代に適応する変化は、何世紀にもわたって進めてきた通商政策に採られてきた各種の手段を根本的に修正することを求めることになる。

現在の世界経済において、以上の根本的な改革を行なうことが各国の急務とされているが、それには、何よりもまず先進国政府がそれぞれの努力を結集して共同歩調をとらないかぎり、何事も達成できないと考えられる。

II 先進主要諸国の対日差別措置の意味

1

貿易自由化の問題を論ずる場合に、よく引合いに出されるわが国の残存輸入制限措置は、その他の国とくに主要先進諸国と比較してどうだろうか。以下のとおり、日本の制限品目の数は確かに多いが、しかしその前に世界各国の対日差別制限品目を調べてみる必要があるが、低開発諸国のそれは一応こ

主要国の残存輸入制限 (1970年3月現在、但し日本は9月1日現在)

国名	品目総数	農産品	鉱工業品
日本	90	55	35
西独	39	19	20
フランス	74	39	35
イタリア	20	12	8
ベネルクス	14	10	4
英国	25	19	6
米 国	5*	1	4
カナダ	4	3	1
スウェーデン	2	2	0
ノールウェー	55	54	1
デンマーク	64	62	2
オーストリア	40	35	5
豪州	2	0	2

*米国は、これらの品目がGATT上合法化するものと主張している。

西欧諸国の対日差別品目数（1970年6月現在）

国名	品目総数	農産品	鉱工業品
西独	22	1	21
ベネルクス	27	0	27
フランス	42	15	27
イタリア	44	2	42
英国	44	0	44
スウェーデン	52	0	52
ノールウェー	38	0	38
デンマーク	10	2	8
オーストリア	116	2	114
スペイン	336	6	330
ギリシア	13	0	13
ポルトガル	268	20	248

ここでは除外することにして、主要欧米先進諸国の対日差別制限措置だけを指摘しておこう。

以上の2つの表から考えると、わが国の残存輸入制限品目を削除することは、これと対応している欧米諸国の対日差別品目と関連させて交渉して然るべきであるということが了解されよう。しかも、対日差別措置は、以上の品目のみに限られるものではなく、このほかにもある。すなわち、1) 対日GATT第35条の援用、2) 輸出自主規制、3) 対日セーフ・ガード条項がそれであって、まず対日第35条の援用は現在までは低開発諸国が主としてこれを実施しているが、一部の西欧諸国、すなわちオーストリア、アイルランド、スペインは今までこれを適用している。つぎの輸出自主規則は、実質的には輸入制限と殆んど同じ効果をもち、広い地域と多くの商品にわたって適用されている。日米繊維交渉においてもわが国は筋を通すことを終始主張しつづけたが、この主張を貫くためには、日本も今後各国政府と交渉して、残存輸入制限品目の数を縮少することともに、各国が要求する自主規制の押しつけを撤回させなければならない。最後の対日セーフ・ガード条項は、わが国とフランス、英国、ベネルクス諸国との間にそれぞれ締結されている通商協

定のなかに規定されている。この2国間協定に定められているセーブ・ガード条項は、EECと日本との統一協定にそのまま持ちこまれるおそれがあり、それへの対策は十分に検討しておかなければならない。

以上のように、対日差別措置は、無差別自由を原則とするGATTの建て前からして、当然撤回されべきであって、日本の貿易制限の撤廃を要求する欧米諸国は、みずから実施している自主規制を含む対日差別待遇の諸措置を撤回することが必要である。しかし、この差別措置については、理論とは別に実際問題として、日本製品の価格、非価格等の競争力の点からみて、いわゆる市場攪乱 (Market disruption) の問題とも密接に関連していることも否定することはできない。

2

GATTは、貿易自由化を促進する一方、外国製品の輸入が国内の生産業者に重大な損害を与える場合の予防策として、その第19条に特定の製品の輸入に対する緊急措置を規定することによって、加盟国の義務の全部または一部の停止あるいは譲許の撤回または修正を認めている。この条文を援用して、欧米諸国がかつてわが国をはじめ低開発諸国の製品の輸入増大に関連して、これを「低賃金国産品」として排斥した事実は周知のとおりであるが、それがその後「低価格産品」と改められ、さらに最近では「市場攪乱」として論ぜられるようになった。市場攪乱とは一体どういう場合を指すのか。GATTは、つぎのとおり定義を与えている。

- 1) 特定製品の輸入が急激かつ実質的に増加したまたはその可能性があること。
- 2) 輸入国市場の同種製品の価格より実質的にかなり低い価格で提供されること。
- 3) 上記2)の価格差が価格形成または決定に際し、政府の干渉によらず、またダンピング慣行にもよらぬこと。

GATTは、1960年に「市場攪乱委員会」を設けて作業をつづけたが、上

記3条件が抽象的であり、しかも具体的に規定することができないため、それを規制する方法について合意を得ることができなかったことと、欧米諸国が脅威を感じていた綿製品に関する長期協定が1962年に成立したこと等により、GATTの市場攪乱委員会はなんらの具体的成果を収めることなく作業を停止した。このような欧米諸国の動きが日本および低開発国の追い上げを恐れた結果の規制措置を意図してもであることは明らかであり、その企図は今なお根強く底流として残っている。もともと、自由競争のもとで良質かつ廉価な商品を提供することによって、市場の開拓と輸出の増進を図る方策は、先発の欧米先進国がわれわれに教えた経済上の原則である。この経済原則に則って、後発のわが国や一部の低開発国がその工業製品の販路を欧米市場に求めた場合、これを低賃金国、または低価格国として差別し、市場攪乱として拒否することは矛盾撞着も甚だしいのではないか。このことは、貿易自由化の実現を阻害するのみならず、各国間の現存の産業部門をそのまま温存させようとすることを意味するものであって、一般的な国際貿易の拡大と世界経済の発展に逆行する措置であるといっても過言ではない。したがって、このような動きを放置すれば、規制は綿製品のような低開発国でも開発可能な業種から毛織物、化合織の紡織にまでおよび、さらに他の工業製品にまで拡大されるおそれがあり、低開発国が手がけて輸出が可能になったものが、次々に低価格輸出として制限を課せられることになる危険も大いに残されている。

3

もちろん、貿易自由化を推進するとしても、ある国の商品が洪水のように流入してくるような場合には、なんらかの歯止めが必要になることは、誰も否定しえないだろう。それがいわゆるセーフ・ガードであり、GATT第19条もその一例である。しかし、すでに述べたように、若干の先進国がGATT第35条援用撤回の代償として、対日通商条約にセーフ・ガード措置を規定し

たいきさつが現在でも余命を持ちつづけ、新たに EEC 6カ国共通のセーフ・ガードに発展することなどは論外である。GATT 第19条の適用によって、関税の引上げまたは数量制限を行なう場合には、その発動は全加盟国に対して平等に行なわれることになっている。それは GATT の本質であるグローバリズムの精神によるものであって、それだけにその発動の濫用が抑制される仕組みになっている。ところが、二国間協定におけるセーフ・ガード措置は、相手国に対してのみ適用され、したがって容易に発動される可能性もある。相手国の輸出業者は、何時セーフ・ガードの発動が行なわれるか、絶えずその脅威にさらされていることになる。またセーフ・ガードの発動態様をみると、1) 事前に通告、協議の上発動する方法、2) 緊急の際一方的に発動し、その後に協議する方式、3) 事前通告のみで協議のないもの、または協議が不調に終わった場合でも発動する方式、などさまざまである。つぎに、発動要件としては、市場攪乱の事実の存在をあげている。その定義は前述のように一応規定されたが、その解釈が難かしいので、その制定に関する客観的な基準もないのが実情である。したがって、現在のセーフ・ガード措置は、恣意的になりがちであり、濫用のおそれも大いにある。すなわち、自国の斜陽産業保護の手段に利用されがちである。輸入国の市場の開放 (access) にしても、いわゆる 5%条項のように、基準年度の輸入額にごく僅かな伸び率しか認めないというのは、妥当かどうか検討する必要がある。また一国がセーフ・ガードを発動した場合、相手国は泣寝入りせざるを得ないのか、またなんらかの対抗措置をとりうるのか、この点に関する慣行もまちまちである。このような事実から、セーフ・ガード措置についても、なんらかの新しい国際ルールを確立することが緊急に必要なようになってくるものと考えられる。

III 1970年代の貿易自由化のあるべき姿

1

1970年代の貿易自由化のあるべき姿としての新基本計画は、それが先進国

・低開発国のいかに問わず、すべての国に対して要請され、そしてあらゆる種類の商品を対象とするよりも、まず最初先進国に対してのみ公約を求め、工業製品のみに関して交渉を行なう方が一般に受け入れやすいのではないかとされている。この点に関して、新計画は、別に農産物貿易を無視したわけではなく、また低開発国が交渉による利益をうけることを妨げることを意図するものでもない。農産物貿易に関しては、全くその反対で、あらゆる譲許が低開発国に対して反対給付を求めることなしに自動的に与えられるようにすることが望ましいのであるが、現実には農産物の貿易自由化問題は各国の農業政策の修正を求めることになるので、その実現の困難なことは工業製品の場合の比ではない。そのことは、たとえ工業製品の貿易自由化に関して合意が実現しても、農産物を輸出および輸入する国の相互間に妥協が成立しなければ、前者の完全な実行は不可能であるとさえいわれている。農業問題解決のために今日までとられてきた方策は殆んど成功を取めていない。この問題について、Kennedy Round では期待する成果をあげることができなかったのは、現在までの伝統的な交渉方法では失敗するということが如実に示している。

2

貿易自由化を成功裡に達成するため、いいかえれば生産地の経済的利益を基礎として工業生産の合理的運営をはかるためには、その実現を妨げるすべての阻害要因を取り除く効果のある貿易自由化計画が作成されなければならない。生産が多様化し、高度の工業が発達している国の間では、関税、輸出入課徴金、量的および質的制限、補助金その他の非関税障壁、貿易歪曲などの貿易上の諸障害を撤廃することが必要であり、またそれが可能であろう。丁度、建物の各部分をよせ集めて組立住宅を建てる場合と同じように、生産を始める前に、総合計画を作成してそのとおりに作業が進められるとしたならば、各国政府の採用する計画がよく練られているかぎり、工業部門の関税交渉を開始する前に、非関税問題をとりあげることも、また農業問題を討議

することも可能であろう。

3

1969年6月、トルコのイスタンブールで開かれた国際商業会議所第20回総会において、筆者も日本代表団の一員として1970年代の貿易自由化はいかにあるべきかの討議に参加したが、この総会では貿易自由化に関してはつぎの7つの原則を考慮に入れた新計画の作成を提案したので、それについてコメントをまとめてみたいと思う。

- 1) 交渉によってもたらされる便宜措置による利益を享受するためには、先進諸国は相互主義の原則にもとづく協定を締結すること。
- 2) このような便宜措置は、低開発諸国に対しては相互主義を求めることなく供与されるべきであって、合意された関税引下げ段階を繰上げる措置は低開発国にも有利なように計画すること。
- 3) 関税引下げの方法はできるかぎり一括引下げ方法を取り、かつ自動的なものとし、その実施のスケジュールはすべての参加国に対し同一であること。ただし例外として、品目数の少ない製品の輸出に依存している国に対しても有利なように調整すること。
- 4) とくにセンシティブと考えられる少数の製品を除き、工業製品に対して先進諸国で実施されている保護関税を1972年から向う10年間で撤廃するよう努力すること。
- 5) 工業製品に対する非関税障壁の撤廃に関しても同様の協定を締結するため、各国の非関税障壁に関する情報を交換すること。
- 6) 政府の干渉によるか、または世界の貿易および生産に悪影響を与える企業の制限慣行によって、貿易自由化計画を実施しようとしても世界における生産要因の最適利用をもたらさなくなる場合の問題を処理するため、それらの対策をたてること。
- 7) この新計画には、農産物やその他の一次製品の貿易自由化に関する特別

の取決めも含むこと。

4

まず、原則 1 にいう交渉は相互主義の原則にもとづいて行なわれること、すなわち、各加盟国がその当然の権利として協定の利益をうけるためには、その相手国と同一の譲許を与えなければならない。このことは、将来の貿易自由化計画が権利・義務の平等性に関する原則にもとづいて作成されなければならないことを意味している。関税一括引下げの方式を採るとすれば、協定の各加盟国は他の加盟国と同一の比率で同一期日に引下げなければならないが、これに例外を認めるとしても、均衡を求め妥協策を弄ってはならない。先進国相互間の交渉において常識化している相互主義の原則は、過去の場合と同様に将来においても必要不可欠であると思われる。公平な取扱いをすべての加盟国に保証すべきであり、加盟国が一方的にこの原則から逸脱するようなことがあってはならないことを、相互主義の原則は求めているのである。

5

原則 2 は、相互主義の原則が適用できない場合のケース、とくに低開発国の農産物および一次産品の特殊事情に関係したものであるので、原則 7 と関連して述べる。

6

原則 3 では新関税一括引下げ方式を提案しているが、この方式は Kennedy Round で採択されたものの、協定加盟国が若干のセンシティブな産品を交渉から全部除外することを認めたので、関税の一括引下げの範囲は著しく限られたものに終わった。関税一括引下げの大きな成果を求めるには、それと同時に自動的実施の方策が採用されなければならない。EEC や EFTA のように、関税引下げではなくて、漸進的に関税を撤廃する方策が採用され

ば、一括引下げ方式は困難にぶつかることが少なくなるはずである。すなわち、一定期間内にあらゆる関税を撤廃することに各国政府が合意すれば、各国の関税事情に応じてその引下げ率をどうしようかということはあまり重要なことでなくなる。一括引下げ方式の例外のケースとして、少数の製品の輸出に依存する国の場合には、その国が外国からのすべての輸入品に対する関税を引下げることによって得られる利益とが不均衡になるおそれがある。このような特殊なケースにおいて相互主義を実現しうる方式があるかどうかを検討しなければならない。

7

原則4をみると、どうしても政治的解決を求める2つの基本問題が提起されているようである。第1の問題は、先進国における工業製品の関税の完全な撤廃か、それとも関税の単なる引下げか、そのいずれを作業の目的とするのかという点である。第2の問題は、関税全廃までの転換期をどれ位にするかという点である。関税の引下げと撤廃との相違は極めて大きい。関税を撤廃するとなると、各国政府はその貿易および経済政策を大幅に変更しなければならない。このことは、外国業者の競争に対し自国産業を保護するために、国家が干渉することを否定することになり、国内取引と対外取引の双方に同一の原則を適用することを意味している。これに反して、単に関税を一定の率だけ引下げるとすぎない場合には、国内業者は激しい外国業者からの競争に直面しなければならないが、その関税譲許を将来破棄しうる希望を捨てきれない。そこで、先進諸国はここで思い切って、すべての工業製品に対する関税の撤廃を最終目標とすべきである。関税の漸進的撤廃は確かに合理的なものと考えられるが、一般にセンシティブとよばれる製品の問題の解決には役立たない。センシティブな製品という概念は、極めて弾力的であり、かつ主観的なものである。いずれの政府も、製品がセンシティブに値するかどうかを決定する規準を決めることはできなかった。Kennedy Roundの際に、

各国政府はそれぞれ自国の例外品目のリストを提出したとき、交渉当事者からお互いに説明を求め合ったが、いずれも曖昧な説明ばかりであった。つぎの第2の問題は、転換期間のそれである。関税の撤廃は、作業の基準として10年の期間をとり、毎年10%ずつ引下げることにより達成できると考えられている。しかし、センシティブな製品に対しては、もっと長い期間を定めることもできるし、間隔を変えることもできよう。したがってセンシティブな品目以外の製品に対する関税の撤廃は1982年または1983年頃には達成できよう。これは世界状勢からみて楽観的すぎるという意見もある。しかし、もし1973年に関税の大部分がたとえば10%を超えていないとすると、その撤廃は毎年約1%の引下げを意味するにすぎない。この程度の比率なら最少限度のものであり、国内産業に対する要求もそれほど過酷なものとはならないだろう。だからといって、今ここで期間について決断を下す必要はないが、さし当り転換期を比較的短期間、たとえば10年とすることを仮りに合意しておくだけで十分である。その交渉が始まるようになれば、各国政府はその時の世界状勢に応じて転換期間の長さについて合意するにすればよいだけのことである。

8

原則5の非関税障壁もまた極めて重要である。関税を撤廃しても、数量制限というもつとも陰險なかたちの保護が実施されるのでは、人をあざむくものといえよう。かって、関税の撤廃がかえって計画的かつ不利益な障害への移行を促進したこともしばしばあった。輸入禁止や数量割当制を組織的に採用した場合、その相手国はこれに抗議し報復措置をとることが多かった。工業製品に対する数量制限を放棄した先進国においても、関税保護の代りに、非関税障壁が設けられるという例も数が多い。このため、新しい貿易自由化計画には非関税障壁を撤廃するための特約の取決めが必要になってくる。Kennedy Roundの際にも、これを撤廃する交渉が行なわれたが、結局ASP制度、自動車税などがとりあげられただけで、非関税障壁の撤廃交渉はこれと

いう成果をあげることができなかつた。しかも ASP 制度に関する公約は死文に終っている。関税は目にみえてはっきりしているのに反して、非関税障壁の内容の確認は難しいものが多い。付加価値税や国境税もこの一例であつて、これをめぐる意見の対立もみられる。数量割当制のような非関税障壁も弊害が多いので、GATT や IMF ではこれを原則として承認していない。

9

特定のセーフ・ガード措置を規定する必要性を明らかにしたのが原則 6 である。貿易の自由化は、原則として、自由競争を歪曲する条件の排除を促がすものであるとはいえ、それがかえつてかたちを変えた政府の干渉や不公平な競争制限慣行を助長することもありえないことではない。貿易自由化の当初の関心が通商政策の分野における政府の不当な干渉を排除することにあつたのはもちろんのことであるが、政府はそれ以外の方法による措置を講ずることもできる。すなわち、各国政府が生産やその競争条件に対して与える影響力は、各種各様である。攻撃的な武器が残されている場合、政府から防禦的な武器を奪うことはおそらく危険なことである。また、民間企業は、政府の援助の有無にかかわらず、価格操作またはその他の慣行によつて競争条件を歪曲することもできる。輸出価格が国内価格よりも明らかに低いという慣行には、国内市場に対して関税や貿易規制措置による人為的な保護が与えられなくなり、輸出補助金が禁止されると、その適用される範囲が限定されてくると考えられる。したがつて、このような慣行の廃止を公約することによつて、政府の講じうるすべての干渉措置および歪曲のあらゆる場合を公約の対象にすることはおそらく不可能であらう。たとえば、特定産業の生産への補助金にしても、その特典を輸出品のみにかぎらない場合には、政府に対してそれを禁止するよう求めることはできないだろう。この種の補助金の果す役割は今後ますます大きくなるだろう。現在実施されている貿易協定のなかにもこの種のセーフ・ガード措置に関する規定がみられる。最恵国待遇の

供与は、競争条件が類似であることを暗黙に認めている。したがって、各国政府には、ダンピングや相手国の輸出に対する人為的措置に対して自からの防衛措置を講ずる権利が認められているものの、政府が講ずる一方的な措置に多くの問題が残されているのが今日の姿である。貿易自由化の決定的な成果を収める唯一の途は、結局多くの国が認める効果的なセーフ・ガード措置を考え出すことにあるといえよう。

10

すでに述べたように、先進国のなかには、農産物貿易の拡大のための努力も同時に払うのでなければ、工業製品に対する新しい取決めに同意しそうな国もある。このような事態は Kennedy Round の際にみられたところであり、今後の貿易自由化の新しい措置を講ずる場合にも避けられないだろう。原則7では農産物関係の自由化も合せて考えるべきであると述べているが、それは同一の原則を工業製品と農産物の双方に適用すべきであるという意味ではない。農産物の分野における障害は、関税と関係のある場合は稀であって、一般に外部からの原因にもとづくものといえよう。農産物の輸出または輸入の規制措置は国内の農業政策のいかんによって決まる。政府が報償金や奨励金を保証することにより、自国の農業生産者を国際市場から遮断しようとする傾向がますます強くなりつつある。政府は価格政策によって競争を排除しようとする。このような非関税措置によって輸入数量の規制がなされる場合には、関税の及ぼす効果はごくわずかな部門にかぎられる。各国政府は、今日までのところ、農産物貿易に適した原則を交渉することについて合意に達せず、Kennedy Round 交渉においても、小麦を除いてはなんらの成功もみせていない。その後においても酪農品等に関し討議が交されたが、これといった具体的な成果はなんら収められていない。そこで、提案したいことは、一般論として、たとえば穀物、肉類、酪農品等の主要農産物に関してそれぞれ別々の協定を結ぶための交渉を行なうことである。この種の協定の目的は、

1) 参加国の生産に対して供与する保護に最高制度 (ceiling) を設けること、
ロ) 輸入に最少限度の市場開放を保証すること、この場合国内消費量を基準として算定すること、ハ) 国内市場における販売価格と輸出価格との格差を直接または間接的に制限すること、最後にニ) 低開発国市場において余剰物資を放出する際には合意条件で共同処分を行なうこと、の4点に重点をおくようにすべきである。このような協定に多数国が参加すれば、現在の需要は、少なくとも消費者のそれが増大し、在庫の増大を回避することもできるようになるだろう。

11

低開発国の諸問題については、以上の原1～7を採決したとしても、原則2が認められなければ、問題を解決する上に効果的な貢献を果すことができないだろう。というのは、先進国が今後の交渉により相互に供与するすべての譲許の恩典を、低開発国が完全に享受しうるようにしなければならないからである。この案が受け入れられれば、低開発国は自から交渉に参加しなければならないという必要もなく、また厳密な意味における相互主義にもとづく必要もなくなるであろう。今後先進国政府のとるべき態度は、低開発国に対する一般的な特惠制度の供与の問題に関して現在行なわれている交渉の結果に関係なく、先進国が低開発国産品に対する関税引下げを繰上げて実施するよう努力すべきであって、これを実施することは低開発国に対して相当の利益を与えることになるだろう。この点に関して、いろいろな形態の特惠制度が考えられる。たとえば、特惠供与に参加する先進国は、イ) 低開発国に対しては10年間ではなく5年間で関税の撤廃を成就すること、またロ) 関税の一括引下げを低開発国に対して2年、3年または4年毎に実施すること、またはハ) 関税の撤廃はすべての該当品目に対して行なうこと、などを合意するように努力すべきであろう。このように低開発国に大きな利益をもたらす特惠制度によって、低開発諸国の産業は、除々に競争条件に堪えうるように

なるものと期待されるので、人為的でしかも差別的といわれる特惠制度が無期限に実施されることなく、低開発国もやがて正常な輸出競争の仲間入りできるだろう。特惠制度は、その効率的な運用いかんにより、漸進的かつ自動的に廃止されるようになるものと期待してよいのではないか。そうでなければ、特惠制度は低開発諸国にみられる非効率的な生産状態を固定化し、健全経済における国内需要を充足しうる生産機構を確立することがますます遅れることになるだろう。

(1970. 8. 30)